平成２８年（フ）第１２４号
千葉県君津市君津台３丁目11番１号
債務者　三浦　美穂（旧姓前田・小木田）
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１２８号
千葉県木更津市桜井560番地33　マハルＭ３201
債務者　中矢正春こと　セルジオ　マサハル　ナカヤ
１　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３０４号
金沢市粟崎町３丁目168番地１　市営住宅10棟207号
債務者　棟久　真琴（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２１号
金沢市千木町ホ４番地１　軽費老人ホームケアハウス千木の里711、住民票上の住所金沢市入江２丁目287番地
債務者　山下伊紗夫
１　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７９号
長野県塩尻市大字広丘吉田1167番地１　ハイツつかさＢ102
債務者　上島　照之
１　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１５８３号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字大堀134番地の１　パレッタ堀之内105
債務者　加藤真由美
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０３号
兵庫県加古川市平荘町養老449番地の１
債務者　藤城　真弓
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４８０号
兵庫県姫路市国府寺町74番地　コーポアメニティ302
債務者　寒原千恵美
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６０５号
広島市西区中広町１丁目５番20―602号
債務者　佐々木美津子
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２号
福岡県柳川市蒲生523番地１
債務者　野上　英明
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
長崎県対馬市厳原町東里４番地桟原団地12棟103号、前住所長崎県対馬市厳原町小浦275番地
債務者　濱田　　光（旧姓小島）
１　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手5162番地
債務者　茶園俊次郎
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
鹿児島県薩摩川内市水引町3386―１　宿泊型自立訓練事業所生活訓練事業所リバティ内、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市平佐町2110番地１
債務者　田畑　優馬
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
長野県塩尻市大字木曽平沢2228番地１
債務者　深澤　佳澄（旧姓照井）
１　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１１１０号
京都市山科区厨子奥若林町１番地74
債務者　篠原美奈子
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２２号
京都府宇治市大久保町大竹５番地の１　ドマーレ北村103号、前住所京都府城陽市寺田尺後29番地の３　セントラルウエスト202号
債務者　林　　明美
１　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６２５号
兵庫県尼崎市潮江１丁目５番１―2203号
債務者　小仲　瑞保
１　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係